

環創環評第177号

令和3年7月12日

横浜市環境影響評価審査会

会長 奥 真 美 様

横浜市長 林 文 子

(仮称) ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業が
環境に及ぼす影響について (諮問)

横浜市環境影響評価条例第15条第2項の規定に基づき、第2分類事業判定届出書が提出された(仮称) ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業が環境に及ぼす影響について、調査審議していただきたく諮問します。

担当 環境創造局環境影響評価課

倉林、竹入、片山

電話 045-671-2495